

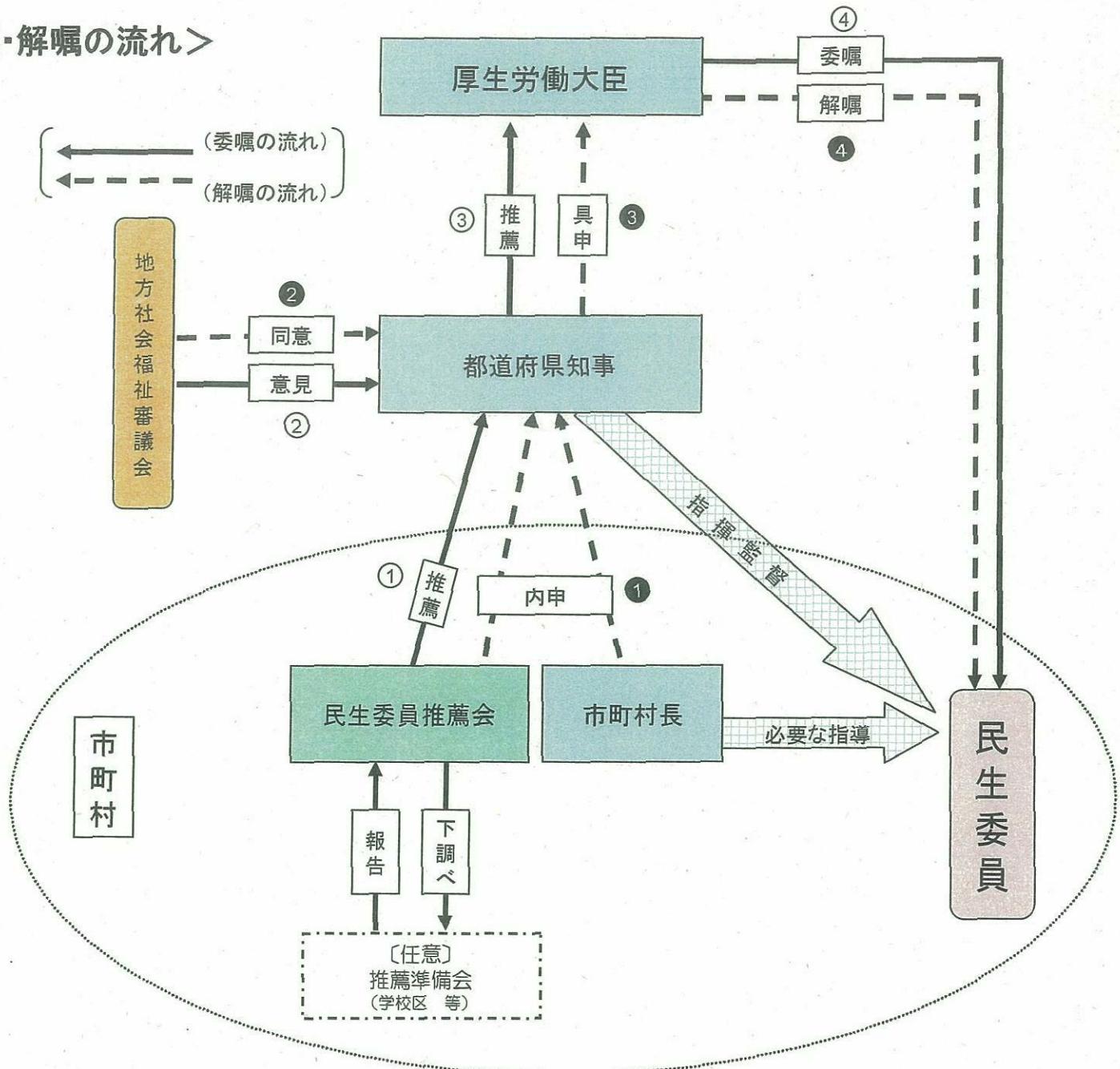
## ＜民生委員・児童委員の委嘱・解嘱の流れ＞

### 【委嘱手続きの流れ(民生委員法)】

- ① 市町村長から委嘱された委員で構成・設置された民生委員推薦会にて審査後、都道府県知事に推薦を行う(5条2項)。
  - ② 都道府県知事は、地方社会福祉審議会の意見を聴く(5条2項)。
  - ③ 都道府県知事が、厚生労働大臣に推薦を行う(5条1項)。
  - ④ 推薦によって、厚生労働大臣が委嘱を行う(5条1項)。
- \* なお、多くの市町村では民生委員推薦会の下に、学校区ごと等に推薦準備会を設け、候補者の下調べを行っている。

### 【解嘱手続きの流れ(民生委員法及び通知)】

- ① 市町村長又は民生委員推薦会が解嘱について、都道府県知事に内申を行う(局長通知)。
- ② 都道府県知事が解嘱について、地方社会福祉審議会の同意を得る(11条2項)。
- ③ 都道府県知事は、厚生労働大臣に具申を行う(11条1項)。
- ④ 具申に基づいて、厚生労働大臣が解嘱を行う(11条1項)。



## <地方分権改革推進委員会における民生委員・児童委員の委嘱に関する問題提起>

地方分権改革推進委員会における問題提起	厚生労働省の見解 (地方分権改革推進委員会への回答の要旨)	全国民生児童委員連合会の見解 (市長会へ提出された要望書の要旨)
<p>民生委員・児童委員としての職務である、基礎自治体と住民とのパイプ役としての性格を考えると、当事者である自治体長から委嘱にされる方が、より地域に密着した活動が促されると考えられることから、<u>委嘱権限を基礎自治体に委譲するべき</u>。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>厚生労働大臣が委嘱することは、活動の遂行にあたっての使命感・責任感を高めている。</u></li> <li>○ 近年、地域における福祉課題は多様化しており、民生委員の地域における役割はますます重要になっている。</li> <li>○ <u>国が委嘱することは、民生委員の職務が国家的に重要であることを、社会一般の人々も認識してもらい、社会の理解、信頼を得、その活動がますます活発化し成果があがることを期待している。</u></li> <li>○ 以上のことから、<u>引き続き大臣委嘱が適当</u>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民生委員・児童委員の厚生労働大臣委嘱は、その活動が国家的にも重要であることを踏まえ行われてきており、<u>民生委員・児童委員自身もこれを誇りとして職務遂行している</u>。</li> <li>○ また、権限移譲が行われた場合、<u>全國に配置されている事による特性は損なわれるとともに、市町村による活動格差等を生む懸念があり、その不利益を住民要援護者が受けことになりかねない</u>。</li> </ul>
<p>民生委員・児童委員が死亡等して欠員が生じた場合、委嘱手続に時間を要し、その間、担当民生委員が不在となる等の問題が生じている。また、市町村長が推薦した候補者が、都道府県の社会福祉審議会を経て国が委嘱する過程において、変更されたような事例はなく、現行の制度は形骸化しているため、<u>委嘱事務を簡略化するべき</u>。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民生委員の選任に当たっては、<u>適格性を厳格に審査することが必要である</u>ことから、<u>手続きの簡略化は適当でない</u>。</li> <li>○ しかしながら、市町村の推薦から委嘱まで長期間を要することは、民生委員の不在期間の長期化にもなりうるため、<u>事務処理の簡略化について検討</u>。</li> </ul>	<p><u>民生委員・児童委員の欠員補充の迅速化・効率化は必要であるが、推薦手順は公平、中立な人員の確保・選考が行われるよう配慮がなされるべきである。</u></p>

※1 構造改革特区の要望の際にも同様の趣旨の指摘がされている。

※2 下線は事務局において記載。

## 民生委員法(昭和23年7月29日法律第198号) 全文

第一条 民生委員は、社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努めるものとする。

第二条 民生委員は、常に、人格識見の向上と、その職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

第三条 民生委員は、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の区域にこれを置く。

第四条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が、前条の区域ごとに、その区域を管轄する市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の意見をきいて、これを定める。

第五条 民生委員は、都道府県知事の推薦によって、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

2 前項の都道府県知事の推薦は、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について、都道府県に設置された社会福祉法(昭和26年法律第45号)第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会(以下「地方社会福祉審議会」という。)の意見を聴いてこれを行ふ。

第六条 民生委員推薦会が、民生委員を推薦するに当つては、当該市町村の議会(特別区の議会を含む。以下同じ。)の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であつて児童福祉法(昭和22年法律第164号)の児童委員としても、適當である者について、これを行わなければならない。

2 都道府県知事及び民生委員推薦会は、民生委員の推薦を行うに当たつては、当該推薦に係る者のうちから児童福祉法の主任児童委員として指名されるべき者を明示しなければならない。

第七条 都道府県知事は、民生委員推薦会の推薦した者が、民生委員として適當でないと認めるときは、地方社会福祉審議会の意見を聴いて、その民生委員推薦会に対し、民生委員の再推薦を命ずることができる。

2 前項の規定により都道府県知事が再推薦を命じた場合において、その日から

20日以内に民生委員推薦会が再推薦をしないときは、都道府県知事は、当該市町村長及び地方社会福祉審議会の意見を聴いて、民生委員として適當と認める者を定め、これを厚生労働大臣に推薦することができる。

第八条 民生委員推薦会は、委員若干人でこれを組織する。

2 委員は、当該市町村の区域の実情に通ずる者であつて、次の各号に掲げるもののうちから、それぞれ2人以内を市町村長が委嘱する。